平成16年5月30日　第1380号　発行：湯沢町役場総務課

広報 ゆざわ

わたしたちのねがい

湯沢町町民憲章

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう

5月30日は ゴミゼロの日です

びん・缶・ペットボトルなどは資源として分別しリサイクルしましょう。

現在、ごみの排出量は増加傾向にあり、そのリサイクル率は15％程度となっています。

最近、再資源化をさらに進めるため、びん・缶・ペットボトル・古紙などを資源として回収し、再利用する努力が、住民、企業、行政の協力のもと各地域で行われています。国においては、平成12年4月1日から、家庭ごみのリサイクルを進め、資源を有効に活用する循環型社会を造っていくために、**『容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再資源化の促進等に関する法律）』**が、又、平成13年4月1日から**『家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）』**がそれぞれ完全施行されました。

こうした状況の中で、リサイクルのシステムをうまく働かせるためには、皆さんがごみを資源として分別すること、それから、資源が再生品として皆さんのもとへ返ってきたとき、それを積極的に購入し、利用することが最も大切になります。



ごみの出し方についてお願い

○不燃ごみは必ず町の指定袋に入れて出してください。

○可燃ごみは、町の指定袋かレジ袋用シールを貼った袋に入れて出してください。

「レジ袋用シール」の正しい使い方について

○⇨スーパー等で買い物をしたときに渡される袋（5㍑ ～ 10㍑ くらいの袋）に、可燃ごみを入れ「レジ袋用シール」を貼って出す。

×⇨上記以外の袋（米袋や市販の袋など）に「レジ袋用シール」を貼って出す。

可燃用指定袋（一般家庭用は15㍑か45㍑）に入れて出してください。（指定袋ですから「レジ袋用シール」を貼る必要はありません。）

【問い合わせ】
住民課環境生活係　TEL 784 － 3453

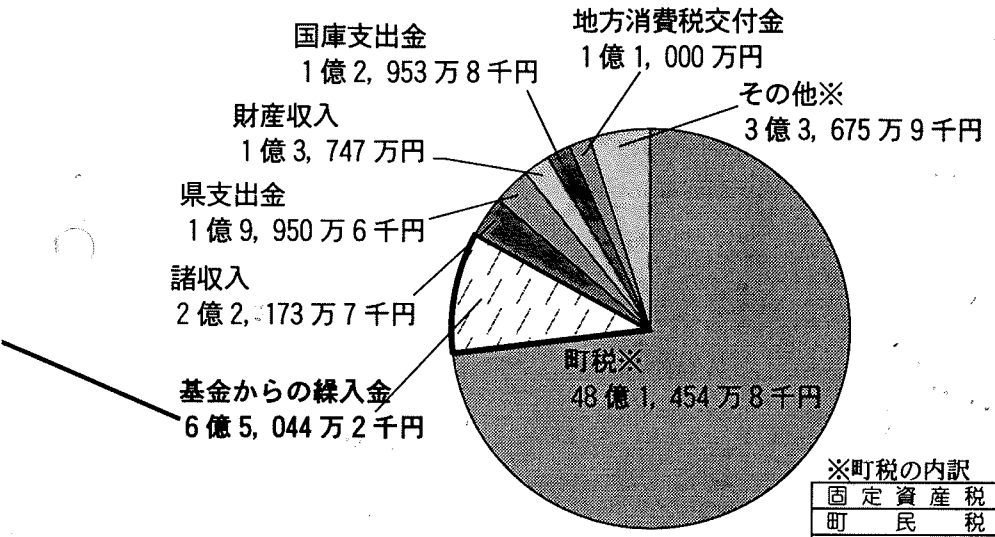
主な内容

平成１６年度一般会計予算・・・・・・・2～5
地籍調査についてのお願い・・・・・・・6～7
健康ほっと情報・・・・・・・・・・・・・8
５月３１日は世界禁煙デー・・・・・・・・9
６月１日から７日は水道週間です・・・・・10
ふるさと基金事業・・・・・・・・・・・・11
スナップ・・・・・・・・・・・・・・・・12
お知らせ・・・・・・・・・・・・・・・13～14
６月の救急診療当番・・・・・・・・・・・15
６月の暦・・・・・・・・・・・・・・・・16

平成16年度一般会計予算 66億円

平成16年度一般会計予算編成では収入が6億5，000万円不足
8，800人が暮らす町の家計は赤字？

収入

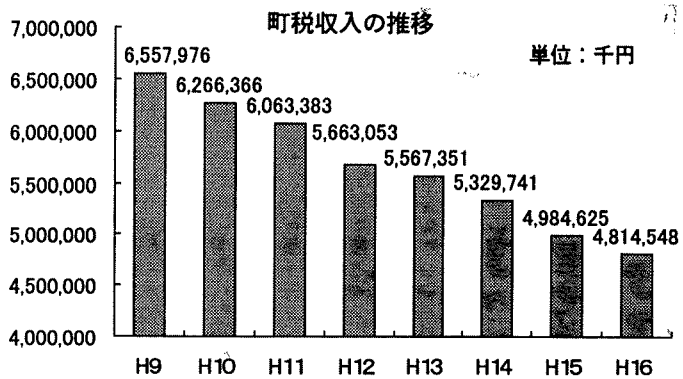


※その他の内訳

地方譲与税	8，506万4千円
分担金及び負担金	6，119万5千円
使用料及び手数料	5，119万7千円
町債	3，580万円
自動車取得税交付金	3，200万円
繰越金	3，000万円
地方特例交付金	2，500万円
利子割交付金	700万円
ゴルフ場利用税交付金	600万円
交通安全対策特別交付金	250万円
地方交付税	100万円
配当割交付金	1千円
株式等譲渡所得割交付金	1千円
寄附金	1千円

※町税の内訳

固定資産税	40億758万3千円
町民税	5億7，726万5千円
町たばこ税	1億739万1千円
入湯税	1億725万1千円
軽自動車税	1，355万7千円
都市計画税	150万円
特別土地保有税	1千円



○はじめに

湯沢町は、平成13年度以降、町として必要なお金が町の収入(税金や国・県からの補助金)で賄えないという厳しい状況が続いています。そのため、不測の事態などに備えて積み立ててきたお金(基金)をおろして、不足分を補っています。つまり、家計でいえば、毎年、貯金をおろして何とか生活している状態なのです。

平成16年度の一般会計も、66億円のお金が必要なのに、収入が59億5，000万円しかないため、6億5，000万円の基金をおろして何とか帳尻合わせをしています。

ここでは、財政的に豊かと言われてきた湯沢町の現実を皆さんに知っていただきたいと思います。

厳しさを増す湯沢町の財政事情
その収入と支出は・・・

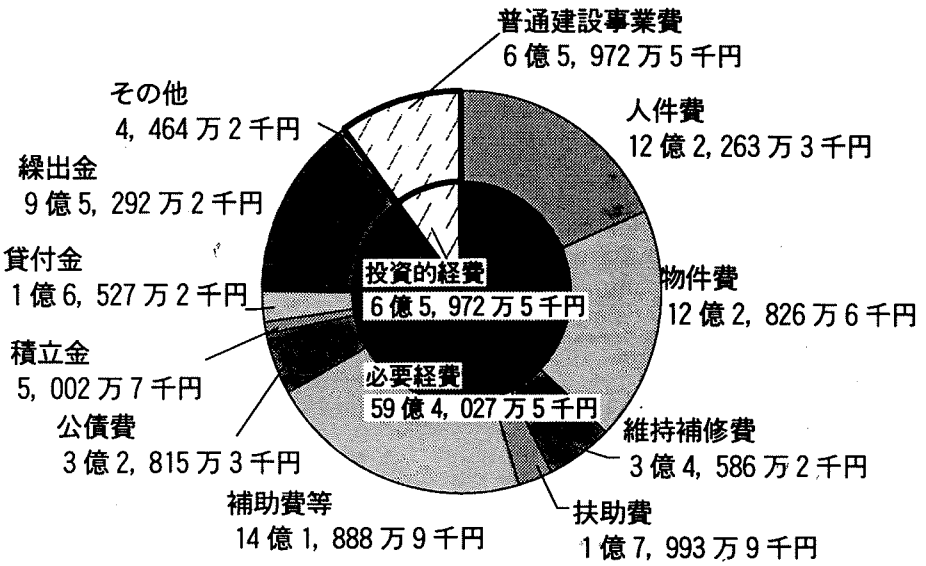
町の行政運営の基本的なお金を計上しているのが一般会計です。皆さんへの行政サービスをするための経費は、ほとんどが一般会計で賄われます。その収入はどうなっているのでしょう。

①一般会計の収入

・・・町が1年間に入ってくると見込んだお金の合計59億5，000万円

上表からもわかるとおり、町の収入の根幹である町税収入は年々減少を続けています。

支出
（性質別）



●不足分に充てた町の預金（基金）

財政調整基金	公共事業基金
6億1，973万2千円 （残額9億9，809万2千円）	3，070万円 （残額3，620万5千円）
・説明 災害の発生等の予期しない支出の増加に備え、町が預金してきたお金。収入が不足する場合、そのほとんどはこのお金を充てることになります。	・説明 旧村時代の神立村、土樽村所有林の売り払い収入をその地区の公共事業に充てるために管理している基金。神立・土樽地区運用協議会の運営費の他、平成16年度は土樽地区の基金3，000万円を、中山間地域総合整備事業（農業用水路整備や体験工房大源太事業など）の経費に充てます。

平成16年度も前年度と比べ1億7，000万円の減少となり、ピークであった平成9年度と比較すると17億4，300万円もの税収の減少となっています。そして、今後も更に減少していくと予想されます。また、国や県の財政も非常に厳しい状況にあり、市町村に対する補助金等の削減が行われています。

例えば、平成16年度は、保育園の運営費に対する補助金の削減がありました。今までは保育園の運営にかかる経費のうち、国が2分の1、県が4分の1を負担してくれていました。しかし、国はこれを廃止し、代わりに所得譲与税というものをつくり、保育園の運営のためというものではなく、何にでも使えるお金（一般財源）として人口に対する一定額を市町村に配分することとしました。結果として、国からのお金は3，530万円から1，500万円に減少し、2，030万円は町が用意しなければならなくなりました。県からのお金についても、1，690万円が地方交付税として配分されることとなり、地方交付税が交付されない湯沢町には1円もお金が入らなくなりました。つまり3，720万円のお金が町に入らなくなったことになります。

こうした補助金等の削減は、今後も推し進められ、湯沢町の収入状況は、さらに厳しさを増すと思われます。

②一般会計の支出
・・・66億円

湯沢町の一般会計の支出は66億円となっています。収入が59億5，000万円しかありませんから、不足額の6億5，000万円については町の預金（財政調整基金など）をおろして充てています。しかし、預金残高も少なくなりました。不足額の穴埋めもあと2年が限界と考えられています。

円グラフからもわかるとおり、支出の中で必要経費（経常経費）の占める割合は高く、道路建設や大規模な施設の改修等の建設事業に充てることができたのは6億6，000万円で全体の1割に過ぎません。この額は、不足額として町がおろした預金の額とほぼ同額です。

年々税収等の収入が減少し続ける中、行政サービスの低下を抑え、町民の皆さんの負担は増やさないよう行政改革等により経費の縮減に取り組んできましたが、収入の減は大きく、必要経費で手一杯という状況まで町の財政は追い詰められているのです。

建設費
国や県からの補助金
借金（起債）
町のお金
↓
建設
↓
新しい費用の発生！
管理するための費用（人件費、光熱水費、消耗品費など）
借金の返済
修繕費
↓
使用料で賄えない部分
↓
税金で補てん
↓
他の行政サービスに使うお金はどんどん減少！

施設は造った後お金がかかる！…増大し続ける維持管理費

町が施設を建設するときには、町のお金に加えて、国や県からの補助金、それに借金をして何とかお金を用意します。町がその施設に投じるお金は、完成すればゼロになるかというとそうではありません。まず、25～30年くらいかけて借金を返済していかなければなりません。施設は使えば傷みますし、年々古くなっていけば修繕等の機会が増加していきます。また、必ず管理しなければなりません。つまり、完成後も多額の維持管理費がかかるのです。その費用は建設に要した費用以上といってもいいかもしれません。そこで、施設の利用者から少しずつ平等に使用料をいただき、その費用の一部に充てることになります。

ところが、湯沢町には「町民は無料」という施設が多くあります。たとえば、湯沢町にある公衆浴場では全体の入浴者数に対して無料の入浴者数の割合が29％にもなっています。利用者がお金を払わないとしたら、維持管理費に充てる費用はどうしているのでしょうか。それは結局、皆さんの税金で賄われているのです。無料は本当は無料でないということです。また、使用料を充てるべき部分に、税金を充てることは不公平でもあります。なぜなら、施設を利用した人（＝受益者）が負担すべき費用を利用しない人も負担していることになるからです。

また、「町民は無料」の一方で、町外の方からは使用料をいただくケースがありますが、これも受益者が平等に負担するという観点から不公平といえます。（差別的な取り扱いとして、よく苦情が寄せられています。…イメージダウン？）

湯沢町は、これまで数多くの施設を建設してきました。それらにかかる多額の維持管理費が町の必要経費を増加させた一要因であり、その維持管理費に充てるべき使用料にも問題があるため、財政が圧迫されているのです。

●平成元年以降 町にできた施設等
- 平成3年度
 共同浴場「岩の湯」
 一66人乗りロープウェー
- 平成4年度
 レジャープール「オーロラ」
- 平成6年度
 共同浴場「駒子の湯」
- 平成8年度
 共同浴場「街道の湯」
 共同浴場「宿場の湯」
- 平成10年度
 旭原陶芸工房
- 平成14年度
 湯沢町保健医療センター
- 平成16年度
 体験工房「大源太」オープン

※平成16年度一般会計予算では、これらの施設の維持管理等にかかる経費として、**約4億円**が計上され、今後もこの支出は続いていくことになります。

目減りする一般会計…増大する他会計への補助金・繰出金

湯沢町は財布（＝会計）をいくつか持っています。主体となるのは、今までお話してきた行政運営の基本的な経費に使う一般会計です。この他に下水道の財布（＝下水道特別会計）、水道の財布（＝水道事業会計）、ロープウェーの財布（＝観光事業会計）などがあります。

それぞれの財布は、料金収入などを支出に充てて、一般会計から独立して経理するものとされています。しかし、湯沢町の場合、一般会計からの多額の送金によって収支が成り立っています。

その額は平成16年度で13億7，941万円。一般会計の総予算66億円の2割を占めます。

しかも、観光事業会計のように赤字の穴埋めのためにさらにお金を注ぎ込まなければならない会計もあります。

一般会計はこうした支出のために圧迫され、本来の目的のためにお金が使えなくなっているのです。

●一般会計から他会計に流れるお金

一般会計	66億0,000万円
－）他会計に流れるお金	13億7,941万円
	52億2,059万円

介護保険特別会計
9,311万円
（給付費、認定審査会にかかる費用）

水道事業会計
8,752万円
（水道整備のための借金の返済分）

温泉管理事業会計
200万円
（源泉の保護管理費用）

国民健康保険特別会計
8,860万円
（老人保健支払基金への拠出金の一部分）

一般会計
66億円

観光事業会計（ロープウェー）
1億7,697万円
（ロープウェーを架けた時の借金の返済分）

老人保健特別会計
5,563万円
（老人医療費の一部分）

下水道特別会計
7億1,558万円
（下水道整備のための借金の返済分）

病院事業会計
1億6,000万円
（経営収入をもって充てられない経費分）

（ ）は主な内容

※これらの支出の中には、法や基準により一般会計からお金を出すことが義務付けられている分もあります。

湯沢町の財布は無尽蔵ではありません！…なんでも税金で穴埋めする事の危険性

湯沢町の一般会計の収入のうち約7割を占める税収は、景気の低迷もあって今後も減り続けると予想されます。また、約3億円を計上している補助金等も国や県の苦しい財政状況から削減されていく事は必至です。このことは既に説明したとおりです。このようにに町に入ってくるお金が減少するなかで、これまでのように新たに施設を造り続けることはできません。さらに今後も使用料は無料、公共料金は郡内で最も安く設定して、一般会計のお金で穴埋めし続けるとどうなるでしょうか。新しい事業に回すお金がなくなってしまうだけでなく、最終的には町が必ずやらなければならない事業（例えば、福祉や生活基盤整備など利益追求の民間では行えない事業。老朽化した施設の再建、中でも中学校校舎の建替え。）ができなくなります。無料または安いということは単純に考えればいいことなのですが、そのツケは、結局私たちやその子孫に回ってくるということです。将来のためにも適切な受益者負担の仕組みを考える必要があります。

さて、湯沢町は国が配分する普通交付税の不交付団体です。普通交付税とは簡単にいうと国の基準に基き、その町に必要な経費と収入を計算して、不足分があれば国がお金をくれるというものです。湯沢町がもらえないのは、机上で計算した経費より収入が多いと見なされているからで、不交付となっている市町村は、県内でも湯沢町のほか2町村しかありません。それなのになぜ、財政的に苦しいのでしょうか。それは交付税制度上で計算される経費よりも、はるかに多額の経費がかかっているからで、その原因の一つは湯沢町と同規模（面積・人口等）の標準的な町の財政規模で賄える範囲を上回る建設事業を行ってきたことにあります。収入が減り、経費が増えれば交付税がもらえるのではないかという考えもありますが、国の基準による標準的な町の財政規模に合わない施設（＝経費として計算されない施設）を多く抱える湯沢町は、普通交付税をあてにはできないのです。

○おわりに

これから町はどうしていかなければならないでしょうか。入ってくるお金が今後ますます減少していく中で、支出を減らしていくことが避けて通れない課題であることはいうまでもありません。町は町長以下一丸となって行財政改革を断行し、徹底したコスト削減に努めていきます。そのためにも新規の建設事業を抑制し、新たに必要なお金を生じさせない行政運営に徹する必要があります。また、合併しない湯沢町は他の自治体以上に思い切った変革も必要となります。今までつくられてきた枠組みの全てを一旦白紙に戻し、効率化を進める上で、民間でできることは民間で行い、小さな行政府を再構築していかなければなりません。

地籍調査についてのお願い

国土調査には、「地籍調査」及び「土地分類調査」、「水調査」があります。このうち、平成5年度から町が実施しているのが地籍調査です。

地籍調査は、一筆ごとの土地に関する所有者、地番及び地目並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するものです。

今年度の調査区域は、魚野川を含む古野・中里の一部及び松川地区の一部が主な対象地区です。(左の地図の黒線枠内)

地籍調査の概要をご覧いただき、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】
管財課国土調査係
TEL 784・2611

地籍調査の概要

地籍調査の順序

地籍調査に要する期間は、調査区ごとに調査開始から終了まで約3年かかります。その順序は、次のとおりです。

関係者による立会いを行い、境界等を特定します。特定した境界には、境界杭等を設置します。
実施年・平成16年

←

立会いで特定した境界に基づき、測量等を行います。
実施年・平成16年～17年

←

測量結果に基づき、地図及び簿冊の原案を作成します。
実施年・平成17年～18年

←

作成された地図及び簿冊の原案を閲覧確認していただきます。
実施年・平成18年

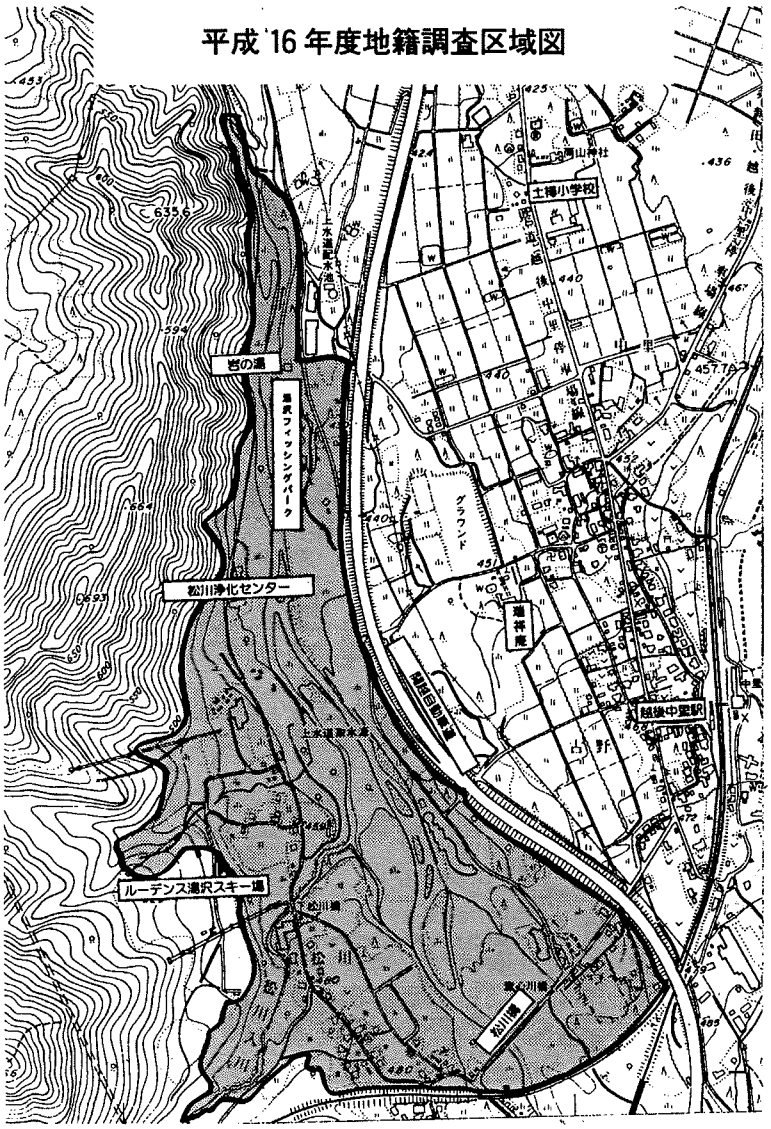
←

基準点を設置します。測量をより正確にする準備です。
実施年・平成15年～

←

立会いに向けた準備を行います。立会日までに、あらかじめ所有者間で境界を確認し、目印等を設置していただきます。なお、公共用地については、町で仮杭を設置します。
実施年・平成16年

平成16年度地籍調査区域図



閲覧確認いただいた原案を成果としてまとめ、県へ認証請求します。県は国の承認を得た後、これを認証します。
実施年・平成18年

認証に基づき、成果の写しを法務局へ送付します。法務局は、これを登記簿に反映します。
実施年・平成18年

なぜ地籍調査をするのか

現代においても、法務局に備付けられている地図の約半分は、明治時代の地租改正によって作られた地図（公図）を基にしたもので、土地の境界が不明であったり、測量も不正確であったりする場合もあるのが実態です。また、現在、土木地区は公図が閉鎖されています。これらを補正するため、国土調査法に基づき調査を実施するものです。

これにより、図面と現地とが一致する地図と簿冊が作成され、土地取引の円滑化、土地に係るトラブルの未然防止、災害後の早期復旧等多方面での利活用が期待されます。

皆さんには何をしていただくのか

㋐立会い日までに、所有者間との境界を仮設定してください。

立会日までに、あらかじめ所有者間との境界を、双方合意のうえで特定し、目印等を設置していただきます。

これは、一筆ごとの土地について、所有者間との境界を資料等に基づき、仮に境界設定をしておくことにより、立会いをスムーズに進行させるためです。ただし、資料等と全く異なり、勝手に新たな境界を設定することはできません。（公共用地の境界につきましては、町で仮杭を設置しておきます。）

㋑立会い通知に基づき、立会いに必ず出席してください。

立会いは、隣接する方々のうち一人でも欠席すると、立会いが成立せず、出席いただいた方にご迷惑がかかります。

また、どうしても都合が悪い方は、必ずご連絡ください。

なお、特定設置された境界杭等を、勝手に抜いたり、異動したりしますと、法律により罰せられる場合があります。

㋒閲覧確認を必ず行ってください。

立会いに基づき作成された、地図と簿冊の原案を確認していただきます。

閲覧期間は20日間となっており、この期間内に間違い等の訂正を申し出ることが出来ます。また、閲覧は、立会い日から約2年後となります。

広報等で案内しますが、所有者全員の方に通知します。

※皆さんの土地に基準点設置等をお願いする場合がありますがご協力ください。

よくある質問

問 地籍調査に係る費用の個人負担はありますか？

答 基本的には、測量から登記までに要する費用の個人負担はありません。ただし、交通費等は個人負担となります。

問 お互いの合意が得られない等、筆界が未定となると、どのような問題がありますか。

答 互いに接する土地の境界が、それぞれの主張がかみ合わず、どうしても合意に至らない場合もあります。又、立会いを求めても、様々な事情で立会いが得られない場合もあります。そのような場合は、境界の確認ができないことから「筆界未定」として扱われ、地籍図に筆界線（境界線）を表示できなくなります。筆界未定になると、将来、土地の売買のためにその筆を分筆しようとしても、登記できないといった問題が発生します。仮に、地籍調査終了後、あらためてお互いが境界を確認し、合意に達したとしても、その測量や登記に係る経費は個人の負担となってしまいます。



4月の建設工事等入札結果　（落札額250万円以上）

番号	工事名等	契約金額（円）	請負業者
交安改第1号	区画線設置工事	6,352,500	魚沼道路サービス㈱
簡第1号	芝原地内配水管新設工事	3,150,000	㈱つどい総業
水第1号	岩原地内配水管布設替工事	3,412,500	㈱剱水施設整備
都維改第1号	カルチャーセンタートイレ改修工事	6,541,500	㈱つどい総業

健康ほっと情報

保健センター
TEL 784－3149
在宅介護支援センター
TEL 784－3000



健康づくり計画策定委員会でのようす

毎年1回新聞折込で発行していた保健センターだよりを今年度より毎月“健康ほっと情報”として広報に掲載していきます。今年度は“湯沢町ファミリー健康プラン”の中で重点としている「飲酒」「喫煙」「こころの相談ができる」をテーマにお知らせしていきます。

子どもから高齢者までどの世代の人にとっても読みやすく、わかりやすく、役に立つ情報をお知らせできるよう心がけていきますので、ご意見・ご要望等ありましたらお知らせください。

健康ほっと情報第1号は、“湯沢町ファミリー健康プラン”についてです。

◆湯沢町ファミリー健康プラン（健康づくり計画）策定の目的

今までの健康づくりは、健康づくりの方法をお知らせし、病気の予防や健康状態の改善を目指すことが中心で、健康に関心のある方以外の取り組みは期待できない状況がありました。「湯沢町ファミリー健康プラン」は、健康を生きていく目標ではなく、生活していくための資源のひとつとし、健康づくりに関心のある人もない人も、子どもから高齢者まで、体も心も社会的にも「元気に生き生きとあたたかい地域で生活していけること」を目指し、町民の皆さんと話し合いながら作りました。

◆健康（自分らしくいきいきと元気に）な町づくりに向けての指針

子どもから高齢者まで全ての町民が“自分らしくいきいきと元気に暮らしていくため”に、町全体の共通目標であるメインスローガンは、「自然を大事に人にやさしいふれあいのある元気な町」になりました。町全体の共通目標に向けての取り組みを「からだ」「こころ」「社会性」「地域性」「自然環境」の5つの指針に分けました。

◆計画の期間

2003年度から2012年度までの10年間計画です。

◆計画の内容

「自然を大事に人にやさしいふれあいのある元気な町」になるために、行政の一方的な計画ではなく、町民ひとりひとりが取り組むこと、家族として取り組むこと、地域として取り組むこと等を具体的に掲げています。詳しくは6月上旬に世帯に1部ずつ配布する“ファミリー健康プランのダイジェスト版”をご覧下さい。計画の内容だけでなく、いろいろな相談窓口・問い合わせ先一覧も添付しましたのでご活用ください。



◆今後3年間の具体的な取り組み

実態調査（アンケート）や住民との話し合いの中で、全世代を通して早めの取り組みが必要とされた、「飲酒」「喫煙」「こころの相談ができる」の3つについて重点に取り組んでいきます。

お詫びと訂正

5月9日広報ゆざわの5ページ中に誤りがありましたので、左記のようにお詫びして訂正します。

《子宮頸がん検診》
・受付時間
午前9時～9時20分

5月31日は世界禁煙デー
たばこを吸わない人も吸っている？～受動喫煙とは～



「受動喫煙」とは、室内またはこれに準ずる環境で、他人のたばこの煙を吸わされることを言います。この受動喫煙による身体への影響として、次のような症状やリスクが報告されています。

まず、急性影響としては、体の粘膜が、たばこの煙、特に副流煙にさらされることによって生ずる刺激症状で、せき、喘鳴（ぜんめい）、鼻症状（くしゃみ、鼻閉、鼻汁、かゆみなど）、眼症状（痛み、流涙、かゆみ、瞬目など）、頭痛等の症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等の生理反応など。慢性影響としては、肺がん、虚血性心疾患などのリスクの上昇などがあります。

◆受動喫煙防止のポイント

受動喫煙防止のためには、その施設内を全面禁煙とする方法と、施設内を喫煙場所と非喫煙場所に分割（分煙）し、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないようにする方法があります。

全面禁煙は、受動喫煙防止対策として極めて有効ですが、施設の規模・構造、利用状況などは、各施設によりさまざまなため、施設の態様や利用者のニーズに応じた受動喫煙防止対策を適切に進める必要があります。その際には、公共性など、その当該施設の社会的な役割も十分に考慮に入れて、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」（平成14年6月）などを参考に、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないよう、適切な受動喫煙防止対策をとる必要があります。

なお、完全禁煙を行っている場所では、そのことを、また、分煙を行っている場所では、禁煙場所と喫煙場所を明確に表示し、周知するとともに、来客者などにその旨を知らせて理解と協力を求めることも受動喫煙防止対策として効果的です。

●たばこの煙の成分

たばこの煙には、喫煙のときに点火部分から立ち上る「副流煙」、喫煙者が直接吸い込む「主流煙」と、これが吐き出された「呼出煙」に分けられます。このたばこの煙には4,000種類以上の化学物質が含まれており、それらの成分は、粒子状成分とガス状成分に大別されます。

骨粗しょう症検診のお知らせ

骨は日々生まれ変わってはいますが、女性の骨密度のピークは30～40歳代であり、その後は急激に減少します。そして、女性ホルモンとの関係から、閉経後の女性に非常に起こりやすくなっています。骨粗しょう症の予防のためには、まずは自分の骨量を知り、生活習慣を見直すことが大切になります。

この機会に自分の骨量を調べてみませんか？

【期日】 6月20日（日）

【集合時間】①午後1時、②午後1時30分、③午後2時
④午後2時30分、⑤午後3時、⑥午後3時30分

※検診時間は30分程度になります

【対象】初めて骨粗しょう症検診を受ける女性の方
（先着60名）

【会場】総合福祉センター

【料金】500円

【申込期限】6月10日（木）

※左前腕のレントゲン撮影による骨量測定になりますので、妊娠中の方は受けられません。

※検診結果については7月21日（水）に結果説明会を行います。

心の相談会のご案内

～医師のアドバイスを受けてみませんか～

五日町病院の精神科医師による、心の相談会が行われます。ご本人でも、ご家族の方でもけっこうです。事前に予約が必要になりますので保健センターまで申し込みください。相談については固くプライバシーが守られますのでご安心ください。相談は無料ですので、気軽にこの機会をご利用ください。

【内容】 最近眠れない日が続く、気分がすぐれずやる気がおきない、お酒についての問題、行動がおかしい、ひきこもりについて　など

【日時】 6月10日（木）午後1時30分～3時

【会場】 総合福祉センター

【申込・問い合わせ】
保健センター℡ 784－3149

6月1日から7日は水道週間です



明治20年（1887年）、横浜水道を始まりとする近代水道創設の波紋は、その後徐々に全国各地にその輪を広げていきました。そしてわが国の水道は、110余年という長い歳月を経て、又、現在の水道法が制定されてから半世紀が過ぎようとしています。この間、昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長期を契機に、水道は急速な水需要に対処するため、水道施設の建設拡張が積極的に進められ、今日では、水質、水量、事業経営の安定性などの面において世界でもトップクラスの素晴らしい水道が実現されています。

いまや水道は、国民生活や事業活動、都市機能を維持するための基礎施設として、最も重要な役割を担っており、普段の生活でも水分不足を補う飲み水だけではなく、食事の支度、風呂、洗濯、掃除、トイレなど、朝起きてから寝るまでに水を使わないことはありません。しかし、当たり前になって、水道についての意識が薄くなりがちです。ぜひこの機会に水道について考えてみましょう。

湯沢町の平成16年4月1日現在の給水人口は、8，667人（3，047世帯）で、給水率は97．2％です。

人権擁護委員制度をご存じですか

～6月1日は人権擁護委員法が施行された日です～

昭和23年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあって、国民の基本的人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

新潟県人権擁護委員連合会では、「人権擁護委員の日」である6月1日を中心として皆ざんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせています。

湯沢町には、町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。

種村久男（幅下）
TEL784・2367
森下勇喜（堰場）
TEL784・3535
中谷眞利子（古野二）
TEL787・3046

※相談は無料で、秘密は守られます。気軽にご相談ください。

特設人権相談所開設

【日時】
6月15日（火）
午後1時～4時
【会場】
湯沢町公民館

法務局六日町支局と六日町人権擁護委員協議会では、次のことでお困りの方に人権相談を行います。

○家庭内（夫婦・親子・結婚・離婚・相続等）、親族間、近隣間のもめごと、悩みごとなど毎日の暮らしの中で起こる様々な問題
○借地借家、土地建物の登記、戸籍の問題
○いじめ、体罰、女性差別、外国人差別などあらゆる差別問題

【相談担当】
人権擁護委員
法務局担当者
【後援】
湯沢町

広域連合 ふるさと基金事業

第4次六日町地域広域市町村圏基本計画に基づき、ゆとり創造、うるおい創造及び活力創造事業の内容を定め、各種事業を実施します。

■南魚沼ふるさとづくり事業 ふるさと創生資金交付

生活環境の清潔、美観及び緑化など豊かな自然と恵まれた南魚沼の人情とを生かしたユニークなふるさとづくりに取り組む地域又は団体などに活用していただくために交付する補助金です。

○補助対象団体数
13団体

○補助金の額
一団体20万円以内
3ケ年の継続事業も対象

○補助率
対象経費の3分の2

○補助金を受けることができる団体等の要件
・行政区又は地域住民のコミュニティ団体
・10人以上で構成する団体
・その他ふるさとづくり事業に適すると認められた団体

○具体的な事例
・生活環境の清潔、静かさ及び美観等に関すること。
・社会福祉の増進、緑化等の推進に関すること。
・交通安全、防犯その他生活の安全確保の推進に関すること。
・その他地域の特性と豊かな自然や恵まれた南魚沼の人情を生かしたユニークなふるさとづくりを行うと認められる事業

■小中学生国際文化体験学習支援事業

大和町にある国際大学の留学生や郡内に居住している外国の方を講師に小中学生の国際感覚を身につける機会を提供します。

○支援対象団体数
2団体

○補助金の額
一団体5万円以内

■幼児生徒健全育成講師派遣事業

小学校児童、保育所幼児等を対象に、絵本の読み聞かせを通じて、情操教育と心豊かな人間育成の機会を提供します。

○講師派遣対象団体数
20団体

○派遣講師数
1人

※平成16年度南魚沼ふるさと市町村圏基金事業の各補助金等を希望される団体は、6月7日(月)までに申請してください。

○申込・問い合わせ
広域連合総務課企画振興係
TEL782・0860

商業・法人登記事務がコンピュータ処理に変わります

新潟地方法務局六日町支局が管轄する商業・法人(会社や財団法人等)登記事務の処理を5月31日(月)からコンピュータにより取り扱います。

〈コンピュータにより取り扱う業務〉
- **株式会社及び有限会社等の会社の登記事務**
- **財団法人、社団法人及び事業協同組合等法人の登記事務**

〈コンピュータにより取り扱わない業務〉
- **平成16年5月31日(月)より前に閉鎖された会社及び法人の登記事務**
- **解散や破産等の登記がされている会社及び法人の登記事務**

商業・法人登記事務がコンピュータ処理に変わることにより、現行の登記簿謄本(抄本)に代わり、「登記事項証明書」を発行します。手数料は、1通1,000円(10枚まで)です。また、コンピュータ化後は、登記簿の閲覧の制度はなくなり、会社等の商号や本店等を記載したものを「登記事項要約書」として発行します。手数料は、1登記記録(会社又は法人1社)500円(5枚まで)です。

現行の商業・法人登記簿はコンピュータ化により閉鎖されますが、閉鎖登記簿として謄本(抄本)の請求や閲覧をすることが出来ます。

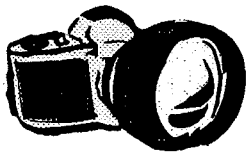
商業・法人登記事務のコンピュータ処理の開始と同時に他の法務局に登記のある会社の登記事項証明書又は他の法務局に登録されている会社の印鑑証明書を発行することができる「登記情報交換システム」やインターネットを利用して登記事項を確認することができる「登記情報提供サービス」の取扱いを開始します。

※なお、不明な点は、新潟地方法務局六日町支局(TEL772・2164)までお問い合わせください。

スナップ

春の雪まつり







4月29日から5月5日に「春の雪まつり」が行われました。

連休半ばで降雨がありましたが、会場に作られた大きな雪だるまと記念撮影をしたり、ゴーカートに乗って楽しんだり、訪れた人々は湯沢高原の春を満喫していました。

22,971円
の募金が集まりました

4月29日に開催されました「花まつりゆざわ」の中で、ミス駒子による「花鉢のプレゼント」が行われました。この花苗は旭原福祉工場の従業員のみなさんが育てたものです。

今回は、旭原福祉工場を支援する一つの方法として、花鉢をプレゼントする場所に、募金箱を用意したところ、おかげさまで、22,971円の募金が集まりました。ありがとうございました。これからも、良い花をたくさんつくって、町の中が花いっぱいになるよう、応援していきたいと思います。

「花まつりゆざわ」実行委員会



湯沢みどりの会 植樹3,000本達成記念 ブナの植樹 参加者募集

【日時】
6月6日（日）
受付　午前8時30分から
開会　午前9時
【場所】
旭原船木（大源太林道入口から車で3分）
【携行品】
雨具、手袋、長靴、飲食物等
【申込・問い合わせ】
高山　昇（ニック湯沢内）
TEL 784・2567

6月の高齢者整体教室

身体の疲れ、コリ、腰が重い、肩が痛くて上がりづらい方等の方の参加をお待ちしています。（一人づつ施術）
【期日】
6月9日（水）、23日（水）
※7月以降の予定は随時お知らせします。
【時間】
午前10時～午後3時
【場所】
総合福祉センター
【問い合わせ】
湯沢町社会福祉協議会
TEL 784・4111

シングルズパーティー 参加者募集

【日時】
6月26日（土）
午前10時～
【会場】
NASPAニューオータニ
【対象】
未婚もしくは離婚の成立している方で、男性は、26歳以上の北・南・中魚沼地域在住者又は就職者、女性は、23歳以上の国内在住者
【参加費】
男性5,000円
女性3,000円
（昼食とソフトドリンク付）
【募集人数】
80人
【申込期限】
6月18日（金）
※申し込みの際に、所定の用紙に必要事項を記入してください。
【申込・問い合わせ】
雪国魚沼ロータリークラブ事務局（塩沢町商工会内）
TEL 782・1653
（FMゆきぐにで、詳しい内容を平日午前7時40分頃から放送しています。）

■湯沢町の交通事故発生状況■

昨年県内で発生した交通事故の約5割が交差点で発生しています。
交差点を通過するときは、左右の安全や対向車の動きに細心の注意を払い、一時停止交差点や見通しの悪い交差点では「しっかり止まってはっきり確認」を実行しましょう。

	本年	昨年	増減
発生件数	26件	26件	±0件
死亡者	0人	0人	±0人
負傷者数	49人	40人	＋9人

（1月1日～4月30日）

高齢者とその家族のよろず相談

新潟県高齢者総合相談センターでは、お年寄りやその家族の方々が抱える悩みごとや、心配ごとの相談を無料でお受けしています。

相談電話　025－285－4165
（新潟市上所2-2-2　新潟ユニゾンプラザ3階）

相談の種類	相談時間	6月
よろず相談	毎週月曜日から金曜日 9：00～17：00（土日祝日・年末年始は除く）	
専門相談（予約が必要です）		
法律	13：30～16：00	7日，14日，21日 24日，28日
医療	13：30～15：30	2日
痴呆	14：00～16：00	16日
公的年金・保険	13：30～15：30	1日
税金	10：00～12：00	11日
健康・介護	10：00～16：00	10日

テレホンサービス

☎025－281－5550（24時間年中無休）

新潟県高齢者総合相談センターでは、中高年の方に役立ついろいろな情報をテレホンサービスでお知らせしています。

5月31日～6月14日　「介護保険サービスに不満がある時は」
6月15日～6月30日　「家族での食中毒に気をつけて」
7月1日～7月15日　「人に知られる前の口臭対策」

シルバー110番

高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者の方の不動産や相続、遺言、贈与、借金の返済などに関わる問題及び介護、福祉に関わる問題について相談をお受けし、問題解決のアドバイスをします。

【日時】
6月12日（土）
午前10時～午後4時

【会場】
ながおか市民センター
（長岡市大手通2-2-6）

TEL 0258・33・1132

※相談料無料、秘密は厳守します。

※面談による相談は予約制です。リーガルサポートにいがた（TEL 025・228・1727）まで事前にご連絡ください。

新潟県警察官募集

【受付期間】
6月10日（木）まで

【一次試験】
7月11日（日）　新潟市

【受験資格】

■警察官A（大学卒業者）
昭和50年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者
①4年制大学を卒業した者又は平成17年3月31日までに卒業見込みの者
②新潟県人事委員会が①と同等と認める者

【問い合わせ】
六日町警察署
TEL 770・0110

6月のけんこつ体操教室

【日程】

会場	期日	時間
湯沢町公民館浅貝分館	10日㈭	13:30～15:00
三俣地区館	3日㈭	13:30～15:00
神立中央集会場（田中）	4日㈮ 18日㈮	10:00～11:30
神立中央会館（栄町）	8日㈫ 22日㈫	9:30～11:00
戸沢生活改善センター	2日㈬ 16日㈬	10:00～11:30
滝之又会館	15日㈫	10:00～11:30
谷後集落センター	22日㈫	10:00～11:30
旭原振興センター	8日㈫	10:00～11:30
農山村開発総合センター	7日㈪ 14日㈪ 21日㈪ 28日㈪	10:00～11:30
松川生活改善センター	2日㈬	10:00～11:30
下湯沢公民館	9日㈬ 23日㈬	10:00～11:30
総合福祉センター	3日㈭ 10日㈭ 17日㈭ 24日㈭	10:00～11:30

※飲み物を持ってきてください。

【参加費】 200円（申し込みは不要）

【問い合わせ】 在宅介護支援センター　TEL 784－3000

知事と語るむらおこし・まちづくり

地域で活躍する人たちが地域の課題について知事とディスカッションします。

また、一般の方との自由な意見交換の時間もありますので、多数のご参加をお待ちしています（手話通訳あり）。

【日時】
7月8日（木）
午後1時30分～4時

【会場】
六日町地域振興局

【申込締切】
・発言を希望する方
6月17日（木）
・傍聴を希望する方
7月1日（木）

【申込・問い合わせ】
六日町地域振興局企画振興部地域振興課
TEL 772・2793

南魚沼福祉会職員募集

【職種】
看護師

【募集人員】
2人

【資格】
看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者

【試験】
面接試験

※夜間勤務はありません。

【申込方法】
履歴書、免許証の写しを提出してください。

【問い合わせ】
社会福祉法人南魚沼福祉会（特別養護老人ホームみなみ園内）
TEL 773・3155

肝臓病教室

【日時・内容】
・6月12日（土）
肝硬変とその合併症
・7月10日（土）
肝臓病と日常生活の注意

【会場】
保健医療センター

【問い合わせ】
保健医療センター
TEL 780・6543

6月の心配ごと相談日

2日（水）
相談員　橋本　秋治
　　杉本　芳枝
9日（水）
相談員　井熊　秀夫
　　南雲ミヨシ
16日（水）
相談員　橋本　秋治
　　高橋トミエ
23日（水）
相談員　高橋　武成
　　杉本　芳枝
30日（水）
相談員　橋本　秋治
　　南雲ミヨシ

【会場】
総合福祉センター

※時間は午後1時～4時です。時間中は、電話（784・4113）での相談もできます。

6月の行政相談

10日（木）
午後1時～3時
相談委員　高橋　昇

【会場】
湯沢町公民館

～6月の暦～

ごみ収集

※問い合わせ　住民課環境生活係TEL 784－3453

区分	出し方	湯沢東	湯沢西	土樽・神立	三国・三俣
可燃ごみ	(注)のとおり。	㊊・㊌・㊎		㊋・㊍・㊏(29日休み)	
ダンボール	紐を十字にかける。	10日・24日	8日・22日	11日・25日	9日・23日
紙類・布類		3日	1日	4日	2日
ペットボトル	不燃ごみ指定袋に入れる。袋を二重にしないこと。	17日	15日	18日	16日
空き缶		1日	3日	2日	4日
空きびん		8日	10日	9日	11日
その他の不燃ごみ		15日	17日	16日	18日

保健衛生行事

※問い合わせ　保健センター(総合福祉センター内TEL 784－3149)

日	種目	対象	時間	会場
1㊋	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00～15:00	やすらぎ荘
2㊌	リハビリ	申込者	12:00～16:00	保健医療センター
3㊍	1歳6ヶ月児健診	H14. 10～11月生まれ	13:00～13:15	総合福祉センター
8㊋	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00～15:00	やすらぎ荘
	2歳児歯科健診	H14. 3～5月生まれ	9:00～9:15	総合福祉センター
9㊌	リハビリ	申込者	12:00～16:00	保健医療センター
10㊍	心の相談会	申込者	14:30～16:30	総合福祉センター
14㊊	マタニティーサロン	H16.5月末までの届出者	13:30～15:30	総合福祉センター
15㊋	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00～15:00	やすらぎ荘
	合同検診	中子・添名・西原・萩原・岩原高原・松川	8:00～10:00	土樽小学校
16㊌	合同検診	西中・西山・湯元・布場・滝沢・下熊野	8:00～10:00	ロープウェー体育館
	リハビリ	申込者	12:00～16:00	保健医療センター
17㊍	合同検診	中里・古野1・古野2・土樽・土樽スキー場	8:00～10:00	農山村開発総合センター
	成人歯科健診	希望者	9:00～10:00	農山村開発総合センター
20㊐	合同検診	楽町・下中・幅下・諏訪・愛宕・東電・堀切	8:00～10:00	総合福祉センター
		希望者(申込が必要)	13:00～13:30	総合福祉センター
	骨粗しょう症健診	希望者(申込が必要)	13:30～14:30	総合福祉センター
22㊋	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00～15:00	やすらぎ荘
23㊌	リハビリ	申込者	12:00～16:00	保健医療センター
24㊍	乳児健診	H15. 8月生・H16. 2月生	13:00～13:15	総合福祉センター
	マタニティーサロン	H16.5月末までの届出者	19:00～20:30	総合福祉センター
25㊎	基本健診結果説明会	三俣・大島・八木沢町内	9:30～11:00	三俣地区館
	乳がん・子宮がん検診	申込者	13:30～15:00	保健医療センター
28㊊	基本健診結果説明会	芝原町内	9:30～10:00	芝原生活改善センター
		七谷切町内	10:30～11:00	七谷切生活改善センター
29㊋	オープンスペース	精神に障害をお持ちの方	10:00～15:00	やすらぎ荘
	1歳むし歯予防教室	H15.3～4月生	10:00集合	総合福祉センター
		H15.5～6月生	10:30集合	総合福祉センター
	基本健診結果説明会	戸沢町内	13:30～15:00	戸沢生活改善センター
30㊌	基本健診結果説明会	平沢・田中町内	9:30～11:00	神立中央集会場
		5/17・18健診分	13:30～15:00	総合福祉センター
	リハビリ	申込者	12:00～16:00	保健医療センター

予防接種

※問い合わせ　保健センター(総合福祉センター内TEL 784－3149)

日	種類	対象	会場・時間
1㊋	麻しん	生後12～90ヶ月の間に1回接種 (1歳を過ぎたらなるべく早く受けることが望ましい)	保健医療センター内 健康増進施設 14：00～15：00
8㊋ 22㊋	日本脳炎	1期：生後6～90ヶ月の間に1～4週間の間隔で2回接種 1期追加：2回目接種後、おおむね1年おいて1回接種	
15㊋	ツベルクリン反応検査	生後3ヶ月以降4歳未満	
17㊍	BCG	4歳未満のツベルクリン反応検査で陰性時 (1歳未満で受けることが望ましい)	
29㊋	三種混合	1期：生後3～90ヶ月の間に3～8週間の間隔で3回接種 1期追加：3回目接種後、おおむね12～18ヶ月おいて1回接種	

◎持参するもの：母子手帳、予診票、受診券、体温計、筆記用具
◎必ず実施時間内においでください。接種料金は無料です。
詳しくは、平成16年度乳幼児予防接種カレンダーをご覧ください。

6月の救急診療当番

※問い合わせ　日曜・祝日 ⇨ 休日救急診療所　TEL 773－6688
その他の日 ⇨ 魚沼消防本部　TEL 782－1991
（テレホンガイド）

※脳神経外科の休日救急医療 ⇨ 斎藤記念病院　TEL 773－5111

日	受付時間	内科	外科
5（土）	12：00 ～ 18：00	高橋医院　TEL 784－2410	六日町病院
	18：00～翌朝6：00	六日町病院　TEL 772－7111	六日町病院
6（日）	9：00 ～ 16：00	休日救急診療所　TEL 773－6688	休日救急診療所
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院　TEL 777－2111	ゆきぐに大和総合病院
12（土）	12：00 ～ 18：00	中山医院　TEL 783－5500	ゆきぐに大和総合病院
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院　TEL 777－2111	ゆきぐに大和総合病院
13（日）	9：00 ～ 16：00	休日救急診療所　TEL 773－6688	休日救急診療所
	18：00～翌朝6：00	六日町病院　TEL 772－7111	六日町病院
19（土）	12：00 ～ 18：00	荒川診療所　TEL 782－0524	六日町病院
	18：00～翌朝6：00	六日町病院　TEL 772－7111	六日町病院
20（日）	9：00 ～ 16：00	休日救急診療所　TEL 773－6688	休日救急診療所
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院　TEL 777－2111	ゆきぐに大和総合病院
26（土）	12：00 ～ 18：00	中之島診療所　TEL 782－0130	ゆきぐに大和総合病院
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院　TEL 777－2111	ゆきぐに大和総合病院
27（日）	9：00 ～ 16：00	休日救急診療所　TEL 773－6688	休日救急診療所
	18：00～翌朝6：00	六日町病院　TEL 772－7111	六日町病院

●保健医療センターでは24時間、救急患者を診療する体制をとっていて、当番にあたっていない日でも対応しています。もし救急で受診されたい時は、まず保健医療センター（TEL 780－6543）までご連絡ください。ホームページ（http://yuzawamed.jp/）で保健医療センターの利用等についてご覧いただけます。

ご結婚おめでとうございます

4月23日　手塚　竹文　さん（中子）
（枝窪）　治子　さん（埼玉県入間市）

お誕生おめでとうございます

4月21日　上村　笙（しょう）　さん（西中、貞之・明美さん）
4月28日　堀越　美那（みな）　さん（浅貝、英知・由美さん）
4月28日　中澤　葵（あおい）　さん（中里、史明・秀子さん）
5月11日　草分　真桜（まお）　さん（堰場、智昭・加寿子さん）

ご逝去お悔やみ申し上げます

4月23日　鈴木　孝雄　さん（栄町、51歳）
5月3日　田村　リト　さん（谷地、95歳）
5月6日　吉原　悠生　さん（原、2歳）
5月11日　庭山　一雄　さん（石白、70歳）

※類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。
※広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。

まちのうごき

4月届出分		5月1日現在		（前年比）
出生	9	男	4,370	（＋ 8）
死亡	8	女	4,473	（－ 79）
転入	87	計	8,843	（－ 71）
転出	68	世帯	3,168	（＋ 17）